

県有林に関する住民訴訟等についてのQ & A

Q 1 県有地は誰のもので、どのくらいの面積がありますか？

県有地はすべて県民のもので、広さは東京ドーム 33,843 個分に当たる約 158,233 ha あります。このうち、訴訟で問題となっているのは約 440 ha です。

Q 2 住民訴訟では、何を争っているのですか？

まず、訴訟の対象となっている県有地が「適正な対価（金額）」で貸し付けられていたのかが問題となっています。

もし、「適正な対価」で貸し付けられていなかったとしたら、過去の知事（平成 15 年以降に知事を務められた方で、亡くなられた方は除きます）や土地を借りている人（賃借人＝富士急行株式会社）に責任はなかったのか、などが争われています。

Q 3 なぜ、「適正な対価」で貸し付けなくてはいけないのですか？

県民共有の財産ですから、本来、「適正な対価」で貸すことは当然ですが、法律でも『適正な対価』で貸し付けなければいけない」と決められているからです。

県などの地方自治体の財産管理のルールなどを定めた地方自治法という法律があります。この地方自治法には、〈条例や議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして、これを貸し付けてはならない〉という条文があります。もし、条例や議決がなく、「適正な対価」でない金額で貸し付けた場合は、地方自治法違反となり、契約が無効になってしまいます。

これは、山梨県に限らず、全国どこの自治体でも守らなければならないルール（法律）なのです。

Q 4 住民訴訟の判決が出たらどうなりますか？

原告（訴えている人）は、被告（訴えられている人）である県に対して、過去の知事や県有地を借りている人（賃借人）に損害賠償請求又は不当利得返還請求をすべき義務があると訴えています。

もし、住民の訴えが認められれば、県は、過去の知事と、県有地を借りている賃借人に対して、裁判所が決めた損害賠償額又は不当利得額を支払うよう請求しなければなりません。

Q 5 これまでの貸付料は「適正価格」なのですか？

裁判の過程で、これまでの貸付料は「適正な対価」とは言えないことが判明しました。そこで、県は、裁判の勝ち負けにかかわらず、県有地貸付を適正なものにする作業を進めることにしています。

Q 6 県は、判決に従わなければならないのですか？

三権分立の下で、中立的な司法機関である裁判所の判断は、行政機関の県として最大限尊重すべきであると考えます。

ただ、県民の利益を優先する観点から、判決内容に納得できない場合は、高等裁判所へ控訴することもあります。

Q 7 もし、県が裁判に負けたら、どうなりますか？

県に対して過去の知事や賃借人に対して損害賠償又は不当利得返還の請求を命じる判決が確定した場合、知事は判決が確定した日から 60 日以内に、過去の知事や賃借人に対して、損害賠償金又は不当利得金の支払いを請求しなければなりません。

もし、期限内に支払われなかった場合、県は議会の議決を受けることなく、過去の知事や賃借人に対して訴訟を起こさなければなりません。

Q 8 住民訴訟に関して、どれ位の弁護士費用を予算に計上していますか？

(着手金)

令和 3 年度中に判決があることを想定し、原告が求めている損害賠償額（77 億円余）となった場合に必要となる弁護士への支払い額を計上しています。

また、予算編成中に、賃借人である富士急行から「訴訟提起することもやむを得ない」との表明がなされていたので、それに備えて、県が「適正な対価」と考えている平成 29 年時点の貸付料(20 億円余)を参考に弁護士への着手金も計上しました。

なお、弁護士報酬については、平成 16 年から弁護士が自由に決められるようになっていますが、現在も多くは日本弁護士連合会（日弁連）が定めた旧報酬等基準（例：訴訟額が 3 億円を超える場合の着手金は、訴訟額の 2% + 369 万円）を使っているため、この基準を当てはめて「機械的に積算」して予算計上しています。

(報酬金)

弁護士への報酬は、裁判を始める前に支払う**着手金**と、裁判に勝った場合に支払う**報酬金**（成功報酬）がセットになっているのが一般的です。

報酬金の額も着手金と同じく、日弁連の旧報酬等基準（例：訴訟額が 3 億円を超える場合の報酬金は、勝訴によって得られる額の 4%+738 万円）に基づいて、「機械的に積算」して予算計上しました。

（債務負担行為）

裁判は数年かかることが考えられるので、報酬金については「債務負担行為」という制度を使って、支払いを保証しています。

債務負担行為は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことです。予算は単年度で完結することが原則ですが、ひとつの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておきます。

この債務負担行為がなければ、弁護士への報酬金を契約書に明記できません。

Q 9 なぜ、県議会は弁護士を雇う費用の予算でもめているのですか？

この予算に反対している県議会議員は、弁護士への着手金や報酬金が高額であることを理由に挙げています。しかし、着手金や報酬金は日弁連の旧報酬等基準によって「機械的に積算」したものです。

高額なのは確かですが、県は、地方自治法に違反する状態のまま県有地を貸し付け続けるわけにはいかないと考えています。地方自治体として法律を遵守するのは当然だからです。

さらに、「適正な対価」を得ることで、県有財産から得られる利益を適正に県民に還元したいと考えています。

また、弁護士への報酬金が「青天井」になるのではないかとのご批判がありますが、報酬金の額は、日弁連の旧報酬等基準によって決められ、裁判によって得たお金の中から支払われます。青天井になることも、追加的な負担が生じることもあり得ません。

富士急行との裁判で勝訴できれば、県有地の貸付金額は上がります。弁護士へ支払う報酬金の数十倍ものお金が県に入ってきます。そのお金は県民の皆さまに還元できます。敗訴した場合の負担はありません。

こうした県民の利益に直結する予算を議会に認めていただけないのは、大変理解に苦しむところです。

Q 10 もし、予算が通らず、弁護士が雇えなければ、どうなりますか。

本来、県民が得られる利益を失う可能性が大きくなります。

そもそも、住民訴訟も富士急行が提起した訴訟も、県は訴えられた立場（被告）です。県は、こうした訴訟に対して、県民の利益を代表する立場で対応しなければなりません。

県有地に関連する裁判では、地方自治法をはじめ、民法や借地法など多くの知識が必要です。それらに精通した弁護士でなければ適切な主張ができませんと考えています。

また、県はこの裁判の機会を通じて県有地の貸付を違法でない適正な状態に戻したいと考えています。すべての県有地は県民の財産であり、そこから得られる利益は正しく県民に還元されるべきだからです。

もし、訴訟費用を計上した予算が通らず、専門的な弁護士が雇えなければ、将来にわたって県有地貸付の適正化ができず、結果として県民が損をすることになるでしょう。

ここまで読んでいただいて、ありがとうございます。

最後に一言、付言させてください。

県議会でも議論がありました通り、確かに弁護士費用は驚くほど高額です。

しかし、このことは、その高い費用を必要とするほどに『県民が失っている利益が巨大』であることを意味します。弁護士費用は、『県民が失っている利益』の50分の1として計算されることを思い出してください（Q7で記しましたように、日弁連基準により着手金は訴訟対象の2%とされています）。

そして、今回の訴訟の行方次第では、この『県民が（これまで）失っている利益』は、『県民がこれから将来にわたって失い続ける利益』となってしまいます。

そして、何よりも、はじめから「適正な賃料」で貸していれば、そもそもこのような問題は生じなかったのです。